

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

◆ 特集 I ◆ ◆ ◆

安全の困りごと DXで解決します
機械使用にカード認証システム
ヤマハ発動機

◆ 特集 II ◆ ◆ ◆

転倒・腰痛対策事例を共有
SAFEコンソーシアムがシンポ

◆ ニュース ◆ ◆ ◆

2時間超荷待ちで要請
国交省 荷主対策の実態示す

労働災害動画 配信はじめました!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



No.2425

5

1日号

2023

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 大阪会
東田陽子社会保険労務士事務所

所長 東田 陽子

第352回

■ 災害のあらまし ■

アパレルメーカーの婦人服制作に携わる社員が、お昼の休憩時間に会社の休憩室で自宅から持参したお弁当を食べるため、給湯室に行ってお茶を入れようとした。給湯器のコックを開けたときに熱湯が出てきて手に火傷を負った。

■ 判断 ■

休憩時間中の負傷だが、施設に起因する災害として業務上の災害と判断された。

■ 解説 ■

業務上災害の対象とされるには、その災害に業務遂行性と業務起因性が認められることが要件になる。業務遂行性とは労働者が労働契約に基づいて事業主の指揮命令によりその支配下で仕事を行うこと、業務起因性とは業務に起因して災害が発生することで、業務と負傷とのあいだに相当因果関係があることである。休憩時間中は労働者の自由行動を認めなければならない（労働基準法第34条第3項）ので、その自由時間に行われる行為は私的行為であり、事業主の施設支配下にあるとはいえ、業務は行っていないから一般的には業務に起因した負傷ではない。

しかしながら、それが事業場の施設またはその管理の状況に起因することが証明される場合には業務に起因したものとなる。

今回の負傷については、会社施設内の給湯器の温度調節に何らかの欠陥があり、思いもしない熱湯が出てきたために発生した火傷であり業務上災害と判断された。

もし、この火傷が会社施設内にある休憩室であっても、労働者が持参したポットのお湯が手にかかって起きた火傷であれば、

施設の欠陥にはならないので業務上災害とは認められない。

会社の施設とは、労働者が使用する休憩室のほか、給湯室、洗面所、トイレ、更衣室、食堂、浴室、福利施設、医療施設などがある。

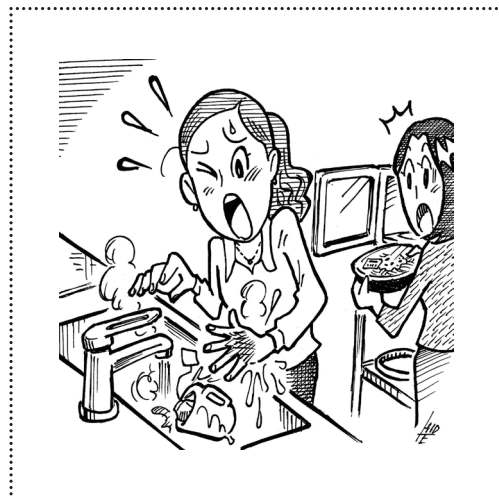
休憩時間中に会社施設内での業務上災害として認定された事例として、次のようなケースがある。

K 紡績(株)寄宿浴場の電気風呂で感電死、お湯の温度を管理する電気係員が電気スイッチを入れたところ起きた災害（昭23.1.7 基災発第 29 号）、作業前に休憩室でドラム缶に薪を入れて暖を取っていたが、あまり燃えないので石油を薪にかけて燃やした結果ボンベに燃え移って火傷（昭23.6.1 基災第 1458 号）、漁船 T 丸の乗組員が船内でとった食事で食中毒になった（昭 26.2.16 基災発第 111 号）。

休憩時間中であっても、業務起因性が認められるのは、本件の災害のように事業場の施設や管理状況に瑕疵があるとき、または当該行為が業務の作業に伴う必要行為または合理的行為であるときだ。

休憩時間中の必要行為または合理的行為として認定された事例として、次のようなケースがある。木材運搬用トロと衝突して死亡した労働者について安全施設不備による構内通行中の事故（昭 23.3.25 基収第 1205 号）、休憩時間中に水を飲みに行つて転落した日雇労働者の死亡（昭 24.12.28 基災収第 4173 号）、道路の傍らで休憩していた道路清掃日雇労働者の自動車事故（昭 25.6.8 基災収第 1252 号）、昼食中の岩石落下による死亡事故（昭 27.10.13 基災収第 3552 号）。

会社の施設以外でも、事業主の支配下にある場合がある。



例えば、出張先で会社が指定した旅館に宿泊し、風呂で足を滑らせじん帯を損傷するなどのケガを負った場合である。出張は自宅を出て出張先へ行き、仕事を終えて自宅に戻るまでの期間に業務遂行性が認められている。これは出張中は包括的に事業主が責任を負っているからである。

仕事を終えて、食事をして風呂に入るといった行為は出張業務に付随する業務になるのでそのような中で被った負傷には業務遂行性が認められる。

ただ、個人で出張場所とは離れた旅館を予約し、友人と食事や宿泊するというように出張中の行為が恣意的行為、積極的な私的行為と判断された場合には業務遂行性が認められない。

また、会社主催の運動競技会において被った災害は、労働者を出場させることが事業の運営に社会通念上認められ、かつ事業主の命令によりなされた場合に限り業務上災害と判断される。運動競技会当日は勤務を要し、出場しない労働者は欠勤したものとみなされる等労働者全員の出場を意図として行われるものであること（昭 32.6.3 基災 465）。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp